

教育

私立高等学校等授業料等補助事業

次の要件に該当する方は、期限までにお申し込

望される方は、期限までにお申し込
みください。

補助対象者

(1) 10月1日に私立高等学校(全日制
課程・定時制課程・通信制課程)、
中等教育学校の後期課程、または
専修学校の高等課程に在学する生

徒の保護者等

(2) 授業料等の負担額が年額10,
000円以上の方

(3) 10月1日に本市内に住所を有する
方

(4) 令和2年度の市民税の算定に用い
た課税標準額の合計が500万円
を超えない方

なお、授業料等とは、授業料、入学
金、教育充実費、諸会費、設備維持費
及びこれらに類するもので、補助対
象者が負担する経費をいいます。
※公立・私立にかかわらず高等学校
等を卒業、または修了したことが
ある生徒は対象外です。

補助金額 年額10,000円

申請方法 補助交付金申請書を学校
教育課(本庁舎)、七宝・甚目寺市

民サービスセンター窓口に提出
または学校教育課(本庁舎)に郵送
してください。

令和2年1月2日以降にあま市へ 転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、
審査しますので、保護者全員の課税
証明書が必要です。令和2年1月1
日に住民票のある市町村で交付を受
け、申請書に添えてご提出ください。

非課税の場合は非課税証明書を提出
していただく必要があります。

また、対象生徒が成人の場合、生徒
本人の課税証明書または非課税証明
書が必要です。

(2) 10月1日に本市に住所を所有する
方

(3) 令和2年度の市民税の算定に用い
た課税標準額の合計が500万円
を超えない方

補助金額

- ・ 幼児 年額12,000円
- ・ 高等学校生徒 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校
教育課(本庁舎)窓口に提出してく
ださい。

対象者 戦没者等の死亡当時の御遺
族のお一人(細かい条件につきま
しては窓口にお問合せください)

**令和2年1月2日以降にあま市へ
転入された方**

課税標準額は、世帯全体で合算し、
審査しますので、保護者全員の課税
証明書が必要です。令和2年1月1
日に住民票のある市町村で交付を受
け、申請書に添えてご提出ください。

非課税の場合は非課税証明書を提出
していただく必要があります。

また、高等学校生徒が成人の場合、
生徒本人の課税証明書または非課税
証明書が必要です。

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

問合先 学校教育課

支給内容 額面25万円(5年償還の
記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

問合先 学校教育課

支給内容 額面25万円(5年償還の
記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)



福祉

戦没者等の「遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰
金(第十一回特別弔慰金)について
は、4月1日より請求受付を行って
いるところですが、請求期間を過ぎ
ますと第十五回特別弔慰金を受ける
ことができなくなりますので、ご注
意ください。

対象者 戦没者等の死亡当時の御遺
族のお一人(細かい条件につきま
しては窓口にお問合せください)

申請期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

問合先 学校教育課

支給内容 額面25万円(5年償還の
記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分ま
で(土・日曜・祝日、年末年始を除
く)

申請期間 10月1日(木)から11月30日
(月)までの午前8時30分から午後5
時15分まで(土・日曜・祝日を除く)